

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 部会規則

平成 18 年 3 月 30 日

ひらかた環境ネットワーク会議規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）定款第 4 1 条に基づき、部会の組織及び運営に関して必要な事項を定めたものである。

2 部会は、運営委員会の定めた活動方針に基づき、会議、ワークショップ、講演会、研修会等の開催、具体的な活動を実施する。

(構成)

第 2 条 部会は、会員の中から希望するものをもって構成する。又必要に応じて理事長が委嘱する者も含める。

2 部会に、部会長 1 人並びに副部会長若干名を置く。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定め、速やかに運営委員会に報告する。但し、部会長は正会員又は正会員である団体の代表者の中から選任する。

4 部会長及び副部会長の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

(職能)

第 3 条 部会長は、部会を統括し、部会員と協議して担当部会の事業を計画・実施する

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 部会員は、部会長及び副部会長と協力し、事業の計画・実施の協議をすることに努めなければならない。

(機能)

第 4 条 部会は、運営委員会の定める事業遂行のため、次の各号に掲げる事項を議決・実施し、運営委員会に報告しなければならない。

(1) 部会の事業の具体的な計画・執行に関する事項

(2) 部会直轄のプロジェクトチームの設置に関する事項

(3) その他、ネットワーク会議の事業遂行についての重要事項の意見具申

(設置)

第5条 部会を設置するときは、設置を希望する正会員3人以上が発議し、運営委員会の承認を経て、目的、活動内容を記載した書面を理事会に提出し、理事会の承認を経なければならない。

(廃止)

第6条 部会を廃止するときは、部会員総数の過半数で発議し、運営委員会の承認を経て、廃止理由を記載した書面を理事会に提出し、理事会の承認を経なければならない。

(部会の協調)

第7条 各部会は、常に他の部会と連絡し、情報を交換し、協調して事業の効率的且つ迅速な遂行に努めなければならない。

2 各部会は、常に事務局と連絡し、協調して業務のための情報収集に努めなければならない。

附 則

1 この規則は、ネットワーク会議の成立の日から施行する。